

参考資料

第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)(抄)

はじめに(抜粋)

内閣府が平成21年度に行った「犯罪被害類型別継続調査」によると、平成19年度から3年間連続して回答した犯罪被害者等のうち、その精神健康状態が重症精神障害相当とされる者の割合は一般対象者の10倍近くになっており、犯罪被害が精神健康状態に及ぼす影響の大きさがうかがえる。また、主観的回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、加害者だけでなく、捜査・裁判機関の職員、医療機関の職員、民間団体の者、報道関係者、近所・地域の住民、職場・学校関係者、友人・知人、家族など、様々な者から高い割合でいわゆる二次的被害を受けたと感じていることが明らかとなっている。そして、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体からは、依然として、犯罪被害者等が関係する様々な問題について、改善を求める要望が寄せられている。

もとより、第1次基本計画(注：平成17年12月～平成23年3月)の推進により、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決されたわけではなく、今後とも、国民の理解と配慮・協力を一層促すとともに、政府全体として、更なる取組の強化を図っていく必要がある。

V 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

4. 雇用の安定(基本法第17条関係)

(3)被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレット等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を図る。

犯罪被害者の方々のための休暇 について考えてみましょう

誰もが、ある日突然犯罪被害者になる可能性があります。



あなたの会社の同僚・部下が、ある日突然犯罪被害者に。

そのとき、何ができるか考えてみましょう。

そこで、厚生労働省から提案します。

犯罪被害者の方々のための「被害回復のための休暇」について、

あなたも考えてみませんか？

照会先

被害回復のための休暇関係

厚生労働省労働基準局労働条件政策課 **03-5253-1111** (代表)

相談窓口
一覧

犯罪被害者等施策に係る相談機関等(内閣府ホームページ)

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/soudan/shientaisei/shientaisei.html>

犯罪被害者のための休暇について考えてみましょう 犯罪被害者の方々の状況をご存知ですか？

犯罪被害者等(※)の方々は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、

事件に遭ったことによる
**精神的なショックや
身体の不調**

医療費の負担や
失職、転職などによる
経済的困窮

捜査や裁判の
過程における
**精神的、
時間的負担**

周囲の人々の
無責任なうわさ話や
マスコミの取材、
報道による
精神的被害

など被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は、総じて「**二次的被害**」といわれています。

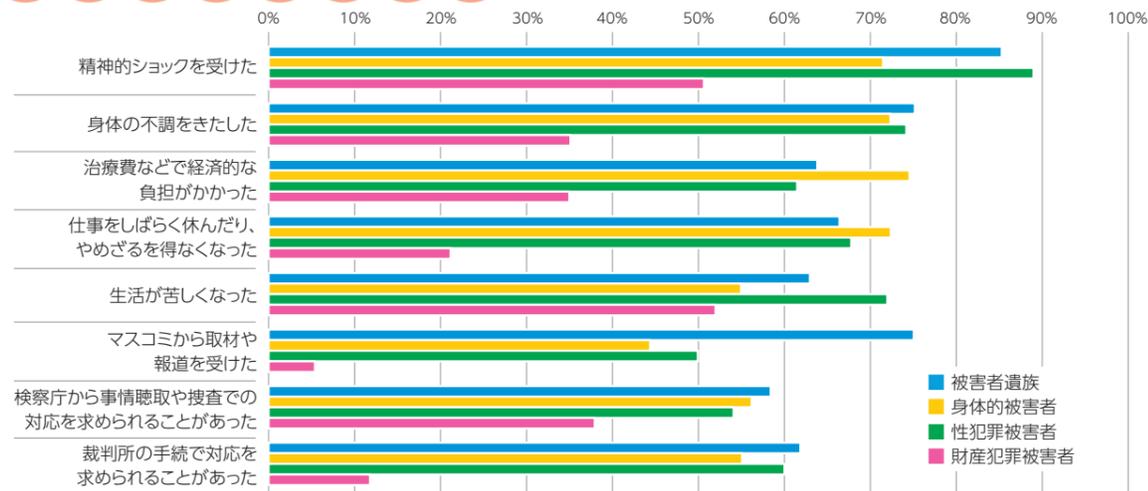
※ 犯罪被害者等とは、犯罪被害者とそのご家族またはご遺族のことをいいます。

こうした被害を軽減・回復するためには、犯罪被害者等の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。

しかし、現状では…

心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障、治療のための通院や裁判への出廷等のための欠勤などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

二次的被害の状況



○事件後に上記のような出来事があったとする被害者のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」と回答した者の割合。
(出典：犯罪被害者実態調査研究会「犯罪被害者実態調査報告書」)

犯罪被害者等の精神健康状態

犯罪被害者等のうち「重症精神障害」相当とされる人の割合は16.7%であり、犯罪被害の経験がない人の4.1%に比べて顕著に高く、犯罪被害が精神状態に及ぼす影響の大きさをうかがわせる。
(出典：内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成21年度犯罪被害類型別継続調査調査結果報告書」WEB調査(単年度調査)結果)

事業主の皆様へ

犯罪被害者等の方々が、仕事を辞めることなく、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

○平成22年度に実施したアンケート調査によると、犯罪被害者のための休暇制度を導入すべきと考える労働者は半数近くにのぼっています。
(出典：「特に制度を必要とする労働者に対する休暇制度に関する意識調査」(厚生労働省))

そこで、 事業主の皆様へ提案です

犯罪被害者等の方々の被害回復のための 休暇について検討してみませんか

この休暇の具体的な導入例としては、以下のようなものが考えられます。

1 各企業における特別な休暇制度(ex.裁判員休暇・リフレッシュ休暇など)の一つとして「犯罪被害者等休暇」を創設

○この場合、どのような犯罪被害を休暇制度の対象に含めるか、また、休暇の付与日数をどうするかなど、各企業の労使で十分に話し合う必要があります。

2 既存の特別な休暇制度を活用

○既に病気休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として、犯罪被害者等を含めることを就業規則等において明示することなどが考えられます。

3 社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて、必要な休暇を付与する旨を周知

○必ずしも休暇制度として設けなくても、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えることができます。

いずれの方法をとるにせよ、この休暇を検討する際は、アンケートやヒアリングを行い、休暇に対する従業員のニーズをつかむことや社内の意見調整を行うなど、労使で十分に話し合って、自社の状況に合ったものとするのが重要です。

犯罪被害者等の方々が仕事を辞めることなく、 精神的・身体的被害を軽減・回復できるように 取り組んでいきましょう。